

令和6年5月市議会臨時会付議事項の主要内容

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
1	報告第 2 号	高槻市市税条例中一部改正の専決処分報告について	<令和6年5月市議会臨時会専決処分報告条例概要のとおり> (2ページ参照)

令和 6 年 5 月 市議会臨時会専決処分報告条例概要

報告 番号	付 議 事 項	理 由 及 び 要 旨	備 考
2	高槻市市税条例中一部改正の専決処分報告について	「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）」による地方税法の一部改正等に伴い、次のとおり改正を行う。 1 個人市民税関係 前年の合計所得金額が 1,805 万円以下の納税義務者の令和 6 年度分の個人住民税の所得割額から当該納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族 1 人につき 1 万円を控除することとする。（附則第 16 条の 4－第 17 条、第 32 条－第 34 条及び第 37 条－第 39 条の 3 関係） 2 固定資産税及び都市計画税関係 (1) 令和 6 年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担に係る調整措置を令和 8 年度まで延長する。（附則第 20 条－第 24 条、第 25 条－第 27 条、第 29 条及び第 30 条関係） (2) 新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅に係る固定資産税の減額措置について、一定の要件に該当する場合には、申告書の提出がない場合においても当該減額措置を適用することができることとする。（附則第 19 条の 3 関係） 3 その他地方税法等の改正に伴い、所要の規定整備を行う。	令和 6 年 4 月 1 日から施行する。